鶴居村長・鶴居村議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

参考様式３

　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の燃料供給について、

次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は、その所有する自動車燃料を甲に売り渡し、甲は下記の自動車の燃料としてこれを買い受けるものとする。

車　　種

登録番号

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、令和６年４月１６日から令和６年４月２０日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、単価１ℓ当り　　　円とし、前条の契約の期間中の選挙運動用自動車への燃料の供給総量に単価を乗じた額とする。

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず単価１ℓ当たり　　　円に令和６年４月１６日からその事由が生じた日までに選挙運動用自動車への燃料を供給した量を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。なお、単価は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で鶴居村議会議員及び鶴居村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき鶴居村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、鶴居村に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

　　令和６年　月　　日（契約は告示日前でも可能）

甲　　住　所

　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

鶴居村長・鶴居村議会議員選挙候補者　鶴居　太郎　（以下「甲」という。）と　釧路丹頂農業協同組合　（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

参考様式３

記載例

　（趣旨）

第１条　乙は、その所有する自動車燃料を甲に売り渡し、甲は下記の自動車の燃料としてこれを買い受けるものとする。

車　　種　　小型乗用自動車（〇〇〇スーパーロング）

登録番号　　釧路０００　わ　１２３４

　（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、令和６年４月１６日から令和６年４月２０日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、単価１ℓ当り１６０円とし、前条の契約の期間中の選挙運動用自動車への燃料の供給総量に単価を乗じた額とする。

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず単価１ℓ当たり１６０円に令和６年４月１６日からその事由が生じた日までに選挙運動用自動車への燃料を供給した量を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。なお、単価は、消費税額を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で鶴居村議会議員及び鶴居村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき鶴居村に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、鶴居村に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持する。

　　令和６年４月●●日（契約は告示日前でも可能）

甲　　住　所　阿寒郡鶴居村鶴居西１丁目１番地

　　　氏　名　鶴居　太郎　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所　阿寒郡鶴居村鶴居東４丁目４５番地

　　　氏　名　釧路丹頂農業協同組合

　　　　　　　代表理事組合長　千葉　喜好　㊞